

平成26年定例会 予算決算常任委員会  
戦略企画雇用経済分科会  
提出資料

◎ 議案説明事項

議定議案第4号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案

平成26年12月11日

# 議提議案第4号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について

## 1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の405（現行100分の390）に改正するものである。

## 2 施行期日

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、公布の日（一部平成27年4月1日）から施行するものとする。

議員の期末手当支給割合

	現 行		平成26年度		平成27年度～	
年間支給割合	3.90月		4.05月		4.05月	
支給月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
支給割合	1.875	2.025	1.875	2.175	1.95	2.10



議提議案第四号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 東 豊

稻垣 昭義

北川 裕之

服部 富男

前野 和美

水谷 隆

三谷 哲央

貝増 吉郎

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二百二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

## 附則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第九条第二項の規定は、平成二十六年十二月の期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成二十六年十二月に支給された期末手当は、新条例第九条第二項の規定による期末手当の内払とみなす。

### 提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
 ○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十一年三重県条例第四十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九條（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百八十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九條（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百八十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十一年三重県条例第四十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九條（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十五、十二月に支給する場合には百分の二百十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九條（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百八十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

平成26年定例会 予算決算常任委員会  
戦略企画雇用経済分科会  
提出資料

◎ 議案説明事項

(平成26年度補正予算関係議案)

議案第158号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第5号)

人事委員会事務局	1頁
監査委員事務局	2頁
出納局	3頁
議会事務局	4頁

議案第205号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第7号)

議会事務局	5頁
-------	----

◎ 所管事項

平成27年度当初予算要求状況について

人事委員会事務局	6頁
監査委員事務局	7頁
出納局	8頁

平成26年12月11日

人事委員会事務局

監査委員事務局

出納局

議会事務局

議案第158号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第5号)について

人事委員会事務局

歳出ですが、第2款 総務費、第9項 人事委員会費、第1目 人事委員会費において、人件費等 247万円の増額補正を行おうとするものです。

人事委員会事務局関係 平成26年度一般会計補正予算(第5号) 一覧表

【 歳出 】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の予算額
総務費	107,195	2,746	109,941
調査費	1,159	△75	1,084
試験実施費	8,451	△151	8,300
審査費	335	△50	285
人事委員会費 計	117,140	2,470	119,610



議案第 158 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）について

監査委員事務局

今回の補正は歳出予算の、第 2 款 総務費、第 10 項 監査委員費、第 1 目 監査委員費におきまして、人件費等の精査により 1, 113 万 4 千円の増額補正を行おうとするものです。

その内訳は、監査委員及び事務局職員の人件費が 1, 035 万 2 千円の増額、監査業務に必要な事務費が 78 万 2 千円の増額であります。

監査委員事務局関係 平成 26 年度一般会計補正予算概要

【 歳出 】

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額 (第 5 号)	補正後の 予 算 額	説 明
第 2 款 総務費 第 10 項 監査委員費 第 1 目 監査委員費	216,468	11,134	227,602	人件費 10,352 事務費 782

議案第 158 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）について

出 納 局

歳出では、一般管理費において、職員の人件費 487万4千円の増額補正、会計管理費において、入札差金 9,946万4千円の減額補正を行おうとするものです。

債務負担行為では、財務会計システムの消火設備等保守・警備に係る契約等、平成27年度当初から事業を実施する必要があるものについて設定しようとするものです。

出納局関係 平成26年度一般会計補正予算（第5号）一覧表

【 歳出 】

(単位：千円)

歳 出 内 訳 (科目・事業名)	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
一般管理費	379,453	4,874	384,327
出 納 給 与 費	379,453	4,874	384,327
会計管理費	670,751	△99,464	571,287
一般会計管理費	140,169	—	140,169
財務会計運用費	518,182	△92,658	425,524
公用車管理費	12,400	△6,806	5,594
計	1,050,204	△94,590	955,614

【 債務負担行為 】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
財務会計システムの消火設備等保守・警備に係る契約	平成26年度～ 平成27年度	434
財務会計システムの消火設備等賃貸借に係る契約	平成26年度～ 平成27年度	30

# 議案第 158 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）について

議会事務局

議案第 158 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）における議会事務局関係の内訳は、次のとおりです。

## 1 歳出

「議会費」において、4,041万9千円を減額しています。

その内訳は、本年4月1日から施行された三重県政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う政務活動費の減額3,960万円、議会運営に係る経費の減額970万7千円、委員会運営に係る経費の減額426万円、議会の広聴広報に係る経費の減額505万5千円、事務局職員の人件費の増額1,820万3千円です。

## 2 債務負担行為

平成27年4月1日から業務を実施する必要がある、議会電波広報事業委託に係る平成27年度分の契約、議事堂受付業務社員派遣に係る平成27年度から平成29年度分の契約について、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

平成26年度 議会事務局関係補正予算（第5号）一覧表

(単位：千円)

事業目	補正前の額	補正額 (第5号)	補正後の予算額
議会費	1,231,752	△ 58,622	1,173,130
事務局費	326,755	18,203	344,958
議会費計	1,558,507	△ 40,419	1,518,088

# 議案第 205 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）について

議会事務局

議案第 205 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）における議会事務局関係の内訳は、次のとおりです。

## 歳出

「議会費」において、751万7千円を増額しています。

その内容は、今回提出されています議提議案第 4 号「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」における議員の期末手当の支給割合の改正に伴う増額です。

平成 26 年度 議会事務局関係補正予算（第 7 号）一覧表

（単位：千円）

事業目	補正前の額	補正額 (第 7 号)	補正後の予算額
議会費	1, 173, 130	7, 517	1, 180, 647
事務局費	344, 958	—	344, 958
議会費計	1, 518, 088	7, 517	1, 525, 605

## 平成27年度当初予算要求状況について

人事委員会事務局

### 1 予算要求状況

(単位：千円)

番号	名 称	27年度要求額
基本事業2	勤務条件の確保と職員の採用	14,802
その他		102,951
合 計		117,753

### 2 主な事業

試験実施費【基本事業名：50002 勤務条件の確保と職員の採用】

予算額：(26) 8,451千円 → (27) 8,102千円 (△349千円)

事業概要：県行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、柔軟で多様な採用試験制度を構築し、複雑化、多様化、高度化する職務に対応できる多様で有為な人材の確保に取り組みます。

### 3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。

## 平成27年度当初予算要求状況について

監査委員事務局

### 1 予算要求状況

(単位:千円)

番号	名 称	27年度要求額
基本事業3	監査評価の充実	10,121
その他		211,344
	合 計	221,465

### 2 主な事業

監査委員事務局事務費【基本事業名:50003 監査評価の充実】

予算額:(26) 10,434千円 → (27) 10,121千円 (△ 313千円)

事業概要:県の行財政が適正に運営されるよう、定期監査、決算審査、財政的援助  
団体等監査などを行います。

### 3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。

## 平成27年度当初予算要求状況について

出 納 局

### 1 予算要求状況

(単位：千円)

番号	名 称	27年度要求額
行政運営4	適正な会計事務の確保	262,223
その他		382,200
合 計		644,423

### 2 主な事業

#### ①会計支援事業【基本事業名：40401 会計事務の支援】

予算額：(26) 38,080千円 → (27) 38,268千円 (+188千円)

事業概要：各所属で処理する会計事務が適正に行われるよう、検査、相談、研修などの会計支援を行います。

#### ②出納管理事業【基本事業名：40402 公金の適正な管理】

予算額：(26) 101,989千円 → (27) 102,439千円 (+450千円)

事業概要：公金収納の効率的な執行のために収入証紙に関する事務を行うなど、公金の収入及び支出並びに管理を適正に行います。

#### ③電子調達システム管理事業【基本事業名：40401 会計事務の支援】

予算額：(26) 142,859千円 → (27) 16,001千円 (△126,858千円)

事業概要：入札事務の執行を支援するため、物件等電子調達システムの安定稼働と円滑な運用を行います。

#### ④財務会計管理事業【基本事業名：40402 公金の適正な管理】

予算額：(26) 375,323千円 → (27) 93,115千円 (△282,208千円)

事業概要：会計事務の執行を支援するため、財務会計システムの安定稼働と円滑な運用を行います。

### 3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。